

静岡県交通基盤部
施工体制確認型総合評価落札方式
ガイドライン

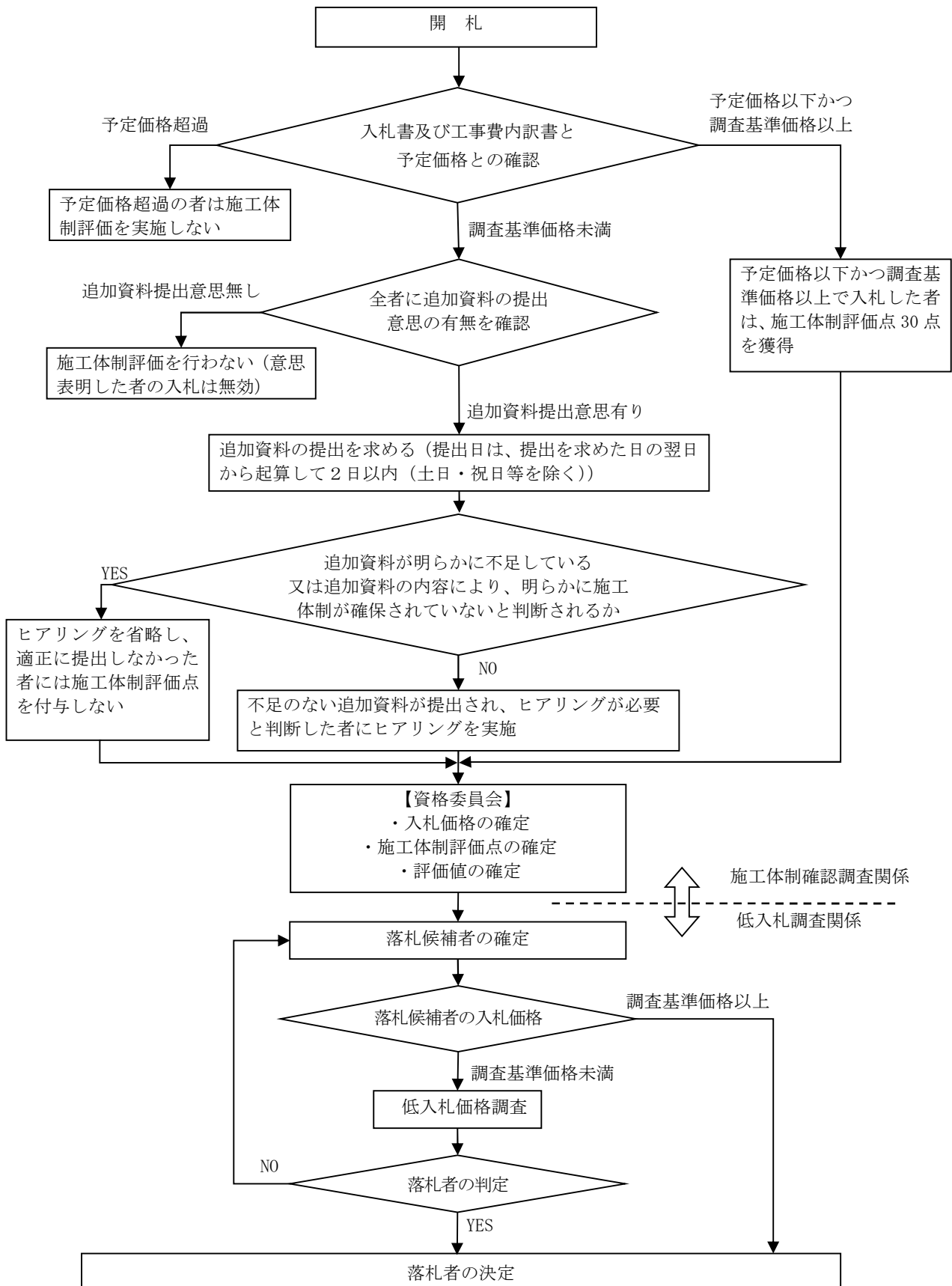
令和8年6月

目 次

1	手続フロー	3
2	適用	4
3	施工体制評価項目の審査・評価方法	4
	(1) 審査	4
	(2) ヒアリング	6
	(3) 審査の視点	6
	(4) 評価	6
4	技術提案等の実施に係る確実性の評価	7
	(1) 技術提案等の確実性を考慮した加算点の計算例（標準型の場合）	8
	(2) 注意事項	8
5	評価値の算出	8
	(1) 評価値の算出式	8
	(2) 評価値の小数点以下の端数処理	8
	【参考】	9
	(1) 技術評価点の算出例	9
	(2) 建設技術監理センターの助言	10

このガイドラインは、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式実施要領及び静岡県施工体制確認型総合評価方式による入札実施要領に基づき、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）において、交通基盤部が発注する施工体制確認型（品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する方式をいう。）により総合評価落札方式を実施する際に、必要な手続及び運用を定めるものである。

1 手続フロー



2 適用

施工体制確認型における技術評価点は、総合評価落札方式による標準点及び加算点に、施工体制評価点を加えて評価を行うこととする。

施工体制確認型総合評価落札方式		
標準点	施工体制評価点	加算点（最高点）
70 点	30 点	38.5 点～53.0 点（標準型）
		30 点（簡易型Ⅰ）
		20 点（簡易型Ⅱ）

本方式は、低入札が懸念されるなど発注機関の長が特に適切な施工体制を確保する必要があると認めるものに適用する。

3 施工体制評価項目の審査・評価方法

(1) 審査

施工体制評価項目の審査は、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者について、開札後速やかに追加資料の提出を求め、不足のない追加資料を提出された場合は施工体制確認調査ヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施する。

ア 審査の方法

(ア) 開札後における審査方法の選定

- a 予定価格超過の者については、施工体制確認調査を実施しない。
- b 予定価格以下かつ調査基準価格以上で入札した者については、施工体制確認調査を実施せず、原則として施工体制評価点 30 点（満点）を付与する。
- c 調査基準価格未満で入札した者については、追加資料提出の意思を電話等にて確認するものとし、提出の意思のない者については施工体制確認調査を実施せず、入札を無効とする。

なお、追加資料提出の意思のない者に対しては、提出の意思のない旨を記載した書面の提出を求めることとする。

追加資料の提出の意思のある者については、追加資料の提出を求める。提出資料の確認後、不足のない追加資料が提出され、ヒアリングが必要と判断した場合は、ヒアリング実施日及び実施方法を通知する。また、追加資料の不足などにより明らかに施工体制が確保されていないと判断される場合は、ヒアリングを省略し、施工体制評価点を付与しない。

(イ) 追加資料の提出

- a 提出すべき追加資料は、表 1 のとおりとする。

表1 追加資料一覧表

様式1	当該価格で入札した理由
様式2-1	積算内訳書①
様式2-2	積算内訳書に対する明細書②
様式3	経費縮減額調書
様式4	下請予定業者等一覧表
様式5	配置予定技術者名簿
様式8-1	手持ち資材の状況
様式8-2	資材購入予定先一覧
様式9-1	手持ち機械の状況
様式9-2	手持ち機械の状況（下請予定業者）
様式9-3	機械リース元一覧
様式10-1	労務者の確保計画
様式10-2	工種別労務者配置計画
様式11	建設副産物の搬出地
様式12	建設副産物の搬出及び資機材等の搬入搬出に関する運搬計画書
様式13-1、13-2、 13-3	品質確保体制（品質管理のための人員体制、品質管理計画書、 出来形管理計画書）
様式14-1、14-2、 14-3、14-4	安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画、仮設設置計画、交通誘導員 配置計画）
様式16-1	施工体制台帳
様式16-2	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図
様式18-1	積算内訳書（兼）下請予定業者等確認調書①
様式18-2	積算内訳書に対する明細書（兼）下請予定業者等確認調書②

- b 追加資料及び追加資料の提出の意思のない旨を記した書面の提出は、提出を求めた日の翌日から起算して2日以内（土日・祝日等を除く。）の日の午後5時までとする。
- c 応札者の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。
- d 3(1)ア(i) aに基づく追加資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合及び配置を予定する主任（監理）技術者がヒアリングに出席しない場合等、入札に関する条件に違反していると判断される場合は、当該入札を無効とする。（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）
- (ウ) 追加資料不足等の場合の対応
- a 次のいずれかに該当する場合は、入札公告等に記載された要求要件の実現性に欠けるものと認め、ヒアリングを省略し、施工体制評価点を付与しないこととする。
- (a) 3(1)ア(i) aに基づいて提出された追加資料が明らかに不足している場合。
- (b) 3(1)ア(i) aに基づいて提出された追加資料の内容により、明らかに施工体制が確保されていないと判断される場合。

(2) ヒアリング

ア ヒアリングの方法

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現性の向上につながるかを審査するため、不足のない追加資料を提出した入札参加者に対して、ヒアリングを実施する。なお、ヒアリングは対面で行うものとする。

また、ヒアリングの実施については、次に掲げる事項を入札公告等において明らかにするものとする。

(ア) ヒアリングを実施する旨

(イ) その他発注機関の長が必要と認める事項

イ ヒアリング出席者

ヒアリング出席者は、配置を予定する主任（監理）技術者を必ず含めるものとし、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名とする。

ウ ヒアリングに用いる資料等

ヒアリングに用いる資料等は、以下のとおりとする。なお、不足のない追加資料を提出した入札参加者はヒアリング時に必要な部数を再度提出する。

(ア) 技術提案又は簡易な施工計画（以下「技術提案等」という。）

(イ) 工事費内訳書（2回以上の入札となった場合は、その都度入札額に応じた金額に修正し、再提出する。）

(ウ) 開札後に求める追加資料（3(1)ア(イ) a）による。）

(3) 審査の視点

ア 入札公告等に記載された要求要件を実現できること。

(ア) 入札価格の範囲内において入札公告等に記載された要求要件が実現できると認められるか。

イ 品質確保の実効性

(ア) 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。

(イ) 安全確保の体制が構築されると認められるか。

(ウ) 工事費内訳（下請け見積書）の観点からの実効性があると認められるか。

(エ) その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

ウ 施工体制確保の確実性

(ア) 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

(イ) 施工計画等を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

(ウ) 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

(4) 評価

入札書、ヒアリング、追加資料及び工事費内訳書等をもとに、どのように施工体制を構築し、それが入札公告等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかの評価を行う。

ア 評価方法

(ア) 施工体制評価項目

施工体制評価項目は以下のとおりとし、審査において体制が構築されると認められる場合に限り、0点より加点する。

- a 品質確保の実効性
- b 施工体制確保の確実性

イ 施工体制評価項目の評価基準及び施工体制評価点の配点

- (ア) 「品質確保の実効性」について、15点／5点／0点の3段階で評価。
- (イ) 「施工体制確保の確実性」について、15点／5点／0点の3段階で評価。

ウ 施工体制評価点の付与

- (ア) 追加資料及びヒアリングにより、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。
- (イ) 追加資料及びヒアリングにより、施工体制の確保が確認（証明）されない場合又は適切な返答が得られなければ、評価点を付与しない。

「品質確保の実効性」

工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
その他	0点

「施工体制確保の確実性」

工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
その他	0点

4 技術提案等の実施に係る確実性の評価

「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」の評価において、確実に施工できないおそれがあると認められる者に対しては、提案された技術提案等についても十分な体制が確保できないおそれが高いことから、技術提案等の実施に係る確実性について次のとおり評価する。技術提案等の内容と施工体制の審査結果は、当該技術提案等が確実に実現できる程度に関連することから、技術提案等の確実性を考慮した加算点は、(1)により算出する。

(1) 技術提案等の確実性を考慮した加算点の計算例（標準型の場合）

- ・加算点（技術提案等に係る得点）・・・・・・・・15点
 - ・「品質確保の実効性」の評価点・・・・・・・・5点
 - ・「施工体制確保の確実性」の評価点・・・・・・・・5点
 - ・施工体制評価点の満点・・・・・・・・30点
- 15点に「30分の10（5+5）」を乗じる。

→ 技術提案等の確実性を考慮した加算点は、5.0点となる。

(2) 注意事項

この手法については、加算点を減点することから、この旨を入札公告等に明示する。

5 評価値の算出

施工体制確認型の評価値の算出方法は以下のとおりとする。評価値の計算において入札価格は千円単位とし、1,000円未満の数値は小数点以下で扱う。

ただし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、調査基準価格で評価値を算出する。

(1) 評価値の算出式

評価値＝（技術評価点／入札価格）×1,000

(2) 評価値の小数点以下の端数処理

小数点第5位を四捨五入して小数点第4位とする。

ア 評価値＝技術評価点を入札価格で除した値で、入札価格が予定価格の範囲内でこの値が最も高い者が落札予定者となる。

イ 技術評価点＝{標準点＋施工体制評価点＋加算点(技術提案等に係る得点)×(施工体制評価点÷施工体制評価点の満点)＋加算点(施工の信頼性に係る得点)}

ウ 標準点：参加資格を得た者に与える点数（70点）

エ 施工体制評価点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合、その確実性の高さに応じて付与される点数

オ 加算点：評価点の合計を換算した得点

標準型の場合、評価点合計を加算点とする。

簡易型Ⅰの場合、評価点合計に加算点の最高点数30点を乗じ、評価点の最高得点で除したものとす。

簡易型Ⅰの加算点＝評価点合計×(加算点の最高点数÷評価点の最高得点)

簡易型Ⅱの場合、評価点合計に加算点の最高点数20点を乗じ、評価点の最高得点で除したものとす。

簡易型Ⅱの加算点＝評価点合計×(加算点の最高点数÷評価点の最高得点)

カ 施工体制評価点の満点：30点

キ 技術評価点と加算点は小数点第3位を四捨五入して小数点2位とする。

【参考】

(1) 技術評価点の算出例

ア 標準型の場合

施工体制評価点10点、加算点(技術提案等に係る得点)15点、加算点(施工の信頼性に係る得点)12点の場合

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \{ \text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点(技術提案等に係る得点)} \\ &\quad \times (\text{施工体制評価点} \div \text{施工体制評価点の満点}) + \text{加算点(施工の信頼性に係る得点)} \} \\ &= \{ 70 + 10 + 15 \times (10 \div 30) + 12 \} \\ &= 97 \text{ (点)} \end{aligned}$$

イ 簡易型Ⅰの場合

施工体制評価点10点、評価点(技術提案等に係る得点)15点、評価点(施工の信頼性に係る得点)12点、評価点の最高得点41.0点の場合

$$\begin{aligned} \text{加算点(技術提案等に係る得点)} &= \text{評価点(技術提案等に係る得点)合計} \\ &\quad \times (\text{加算点の最高点数} \div \text{評価点の最高得点}) \\ &= 15 \times (30 \div 41.0) \\ &\doteq 10.98 \text{ (小数点第3位を四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{加算点(施工の信頼性に係る得点)} &= \text{評価点(施工の信頼性に係る得点)合計} \\ &\quad \times (\text{加算点の最高点数} \div \text{評価点の最高得点}) \\ &= 12 \times (30 \div 41.0) \\ &\doteq 8.78 \text{ (小数点第3位を四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \{ \text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点(技術提案等に係る得点)} \\ &\quad \times (\text{施工体制評価点} \div \text{施工体制評価点の満点}) + \text{加算点(施工の信頼性に係る得点)} \} \\ &= \{ 70 + 10 + 10.98 \times (10 \div 30) + 8.78 \} \\ &= 70 + 10 + 3.66 \text{ (小数点第3位を四捨五入)} + 8.78 \\ &= 92.44 \text{ (点)} \end{aligned}$$

ウ 簡易型Ⅱの場合

施工体制評価点10点、評価点(施工の信頼性に係る得点)12点、評価点の最高得点20.5点の場合

$$\begin{aligned} \text{加算点(施工の信頼性に係る得点)} &= \text{評価点(施工の信頼性に係る得点)合計} \\ &\quad \times (\text{加算点の最高点数} \div \text{評価点の最高得点}) \\ &= 12 \times (20 \div 20.5) \\ &\doteq 11.71 \text{ (小数点第3位を四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点(施工の信頼性に係る得点)} \\ &= 70 + 10 + 11.71 \\ &= 91.71 \text{ (点)} \end{aligned}$$

(2) 建設技術監理センターの助言

建設技術監理センターは、発注機関が実施する施工体制確認型の適切な執行監理のため、発注機関のヒアリングの立会及び審査への助言をすることができる。